

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下、本学という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理及び研究倫理審査に関する必要な事項を定める。

(研究者が遵守すべき基本原則)

第2条 本学は、学内の研究者が倫理的・社会的責任を十全に果たすことができるようにするため、別紙1「研究活動の基本原則」を定める。

第2章 研究倫理管理体制

(最高管理責任者)

第3条 研究倫理の向上と公正な研究活動を推進し、最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長がこの任にあたる。

(統括管理部署)

第4条 研究倫理の向上に関する統括管理部署を置き、経営企画室があたる。

2 統括管理部署は、研究倫理委員会の事務局機能も担うものとする。

(研究倫理委員会)

第5条 本学の研究倫理に関する事項を審査することを目的として、清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学それぞれに研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 各々の委員会は次のメンバーで構成され、委員は学長が任命する。

(1) 大学

①各学科長

②本学の研究者のうち、研究倫理について見識がある者2名以上

(2) 短期大学

①各科長

②本学の研究者のうち、研究倫理について見識がある者1名以上

(3) 学外の研究者・学識経験者1名

(4) 事務職員1名以上

3 委員会には、大学及び短期大学それぞれに委員長及び副委員長を置く。委員長は、委員から学長が任命し、副委員長は委員長が指名する。

4 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会は、次の各号について審査・審議する。

(1) 研究者からの申請に基づく研究倫理に関する審査

(2) 研究倫理全般に関する調査事項

(3) 不正行為の調査等に関する事項

(4) 研究倫理に関する学長の諮問事項

(5) その他必要な事項

6 委員会は委員長が招集し、議長として進行を行う。また、委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員過半数で決する。ただし、前項(1)の研究倫理に関する審査（以下、「研究倫理審査」という。）については、委員長及び審査担当の委員2名により実施し、審査の申請から審査結果の通知を以て当該月の委員会とする。

7 委員は、本条で定められた審査等の事項で知りえた秘密について、不正の調査等による必要性がない限り、これを他に洩らしてはならない。

8 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

- 9 委員会は、第6条で定められた研究倫理審査に申請された研究計画に対して、必要があると認められる際は、研究者に対して適切な指導及び助言を行うものとする。
- 10 学外の研究者・学識経験者（以下、「外部委員」という。）は、研究倫理審査において学長または委員長が必要であると判断した申請案件の審査を実施する。また、研究倫理審査以外の審議事項について、必要に応じて委員会に参加する。

第3章 研究倫理審査

（申請）

第6条 研究者は自己の研究活動について、本規定に則り、研究倫理審査の必要性があると判断した場合、別途定められた「研究倫理審査申請書」を研究倫理審査委員会事務局（経営企画室）に提出する。
（研究倫理審査の手順）

第7条 研究倫理審査の受付及び審査は、原則として隔月で実施する。

- 2 審査は申請1件につき委員2名が審査担当となっていく。
- 3 審査の手順は別紙2「研究倫理審査手順書」に定める。
- 4 審査結果は「承認」「条件付承認」「変更の勧告」「不承認」「非該当」のいずれかとする。
- 5 外部の要因等により定められた期間以外に研究者から審査の申し出があった場合、必要に応じて委員会は研究倫理審査の実施を検討する。

第4章 その他

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が決定するものとする。

附 則

この規程は平成27年4月1日より施行する。

清泉女学院大学研究倫理委員会規程、清泉女学院大学研究倫理規準、清泉女学院短期大学研究倫理委員会規程及び清泉女学院短期大学研究倫理規準は、平成27年3月31日をもって廃止する。

この規程の一部改正は、2019年6月12日より施行する。

研究活動の基本原則

清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学は、所属する全ての研究者等が、研究活動に従事するにあたり、遵守すべき基本原則を次のように定める。

1. 研究の基本

- (1) 研究者は、研究活動に真摯に取り組み、専門的知識の拡大と深化、研究能力の向上にたえず努めなければならない。
- (2) 研究者は、人々の生命の尊厳及び人権を重んじて、科学的及び社会的に適切な方法・手段で、その研究を計画・遂行しなければならない。
- (3) 研究者は、研究・教育活動において公平・公正を常に保ち、人種・性・宗教・思想・信条などの違いによって他者を差別せず、個人の自由と人格を尊重しなければならない。
- (4) 研究者は、国際的に定められた規範、規約、条約、国内法令、告示、本学諸規程等を遵守しなければならない。

2. 不正行為の防止

- (1) 研究者は、自らの研究活動を公正に推進し、研究活動の過程において、研究データ、資料等の管理・保存等に関し、厳密な取扱いを徹底して、捏造、改ざん、盗用等いかなる不正行為を行わないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。また、不正行為やその可能性の存在を知ったときは、それを放置・隠匿せず、そのような行為を是正するための行動をとらなければならない。

2. 研究成果の公表

- (1) 研究者は、研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に則り、適切な方法によって公表しなければならない。
- (2) 公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

3. 説明責任

- (1) 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について分かりやすく説明しなければならない。
- (2) 研究者は、研究対象者に対し、実験及び調査等の途中いつでも実験及び調査等への協力を離脱することができることを予め説明しなければならない。
- (3) 前2項に関わらず、研究者は、研究目的を研究対象者に事前に告げることが研究の遂行に支障がある場合は、実験及び調査等への協力終了後に研究対象者に対しその説明を行わなければならない。

4. インフォームド・コンセント

- (1) 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得ることを原則とする。
- (2) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱及び発表の方法などに関わる事項を含むものとする。
- (3) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示

しなければならない。そのために、収集・採取した個人の情報、データ等を5年間保存しなければならない。

- (4) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者からの同意を得なければならない。
- (5) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。ことに、何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、必ず同意については文書でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。
- (6) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

5. 第三者への委託

- (1) 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

6. 授業等における収集採取

- (1) 研究者は、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報データ等の提供を求めたり、録音・録画・写真撮影などで記録したりするときは、事前に受講生の同意を得ることを原則とする。
- (2) 研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生の成績評価において不利益を与えてはならない。

7. 個人情報の保護

- (1) 研究者は、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護を行わなければならない。

8. 情報、データの管理

- (1) 研究者は、収集した情報及びデータを必要な期間(5年以上)保存するとともに、その消失、漏えい及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
- (2) 研究者は、情報及びデータの保管について法令等で定められた方法・期間がある場合には、それに従うものとする。

9. 守秘義務

- (1) 研究者は、研究活動によって得た情報、データ等の内容についてプライバシー保護や人権等に留意し、秘密を他に洩らしてはならない。

10. 謝礼の提供

- (1) 研究者は、提供者に対し謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

11. 利益相反

- (1) 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益相反に十分に注意を払い、公共性に配慮し適切に対応する。

研究倫理審査手順書

審査概要	審査担当	: 1 申請審査担当 2 名体制 (各年度の委員会等メンバー表による)
	隔月受付	: 5・7・9・11・1・3月 (申請があった場合のみ実施)

手順 (申請・通知・報告)				
研究者	研究計画の策定			
研究者	研究倫理審査申請書の作成			
研究者	研究倫理審査申請書の提出 (様式 1)	→	事務局	受付月第 1 金曜日
事務局	申請書類の確認			
事務局	担当委員への連絡	→	担当委員	
審査担当	研究倫理審査			
審査担当	審査票の提出 (様式 2)	→	事務局	受付月第 2 金曜日
事務局	審査票確認・報告	→	委員長	
委員長	審査票の確認			
委員長	審査票 (委員長) の作成			
委員長	審査結果案の連絡	→	事務局	受付月第 3 金曜日
事務局	審査結果確定の手続き	→	学長	
学長	審査結果案の確認			
学長	審査結果の決裁	→	事務局	
事務局	審査結果の報告	→	委員会	
事務局	審査結果の通知 (様式 3)	→	研究者	受付月第 4 金曜日
研究者	当該研究結果の報告 (様式 4)	→	事務局	当該研究活動終了時
事務局	研究結果の報告	→	委員会	

※各種様式については、必要に応じて委員会での承認の上、変更が可能とする。

外部委員	【審査】 以下の項目について、必要に応じて審査を依頼する。 ①委員長が必要と判断した場合 ②学長が必要と判断した場合
	【審議】 ①研究倫理審査以外の審議により委員会が開催される場合、出席する。

審査結果	承認	通知後、ただちに研究活動が可能となる。
	条件付承認	以下の手順による。 ①通知後、補足資料の提出 (研究者→事務局) ②-1 委員長による補足資料の確認 (事務局→委員長) ②-2 通知後 1 か月以内に補足資料が提出されなかった場合、申請は「取り消し」とする。 ③-1 委員長による確認により、条件が充足された場合「承認」とする。 ③-2 条件が充足されなかった場合「不承認」とする。
	変更の勧告	研究計画の見直し及び申請書の修正・変更を行い、新たに申請を行う。
	不承認	研究計画の根本的な見直しを行い、新たに申請を行う。
	非該当	審査は不要との判断のため、通知後、ただちに研究活動が可能となる。